

観光建設水道委員会 所管事務調査
会議録

令和3年2月19日

観光建設水道委員会 所管事務調査 会議録

○開会日時 令和3年2月19日（金）

開議 午前10時00分 閉議 午前10時40分

○開会場所 市議会 全員協議会室

○出席委員（7名）

委員長	市原隆生君	副委員長	森山義治君
委員	河野数則君	委員	平野文活君
委員	黒木愛一郎君	委員	森大輔君
委員	安部一郎君		

○欠席委員（なし）

○委員外議員出席者（3名）

議長	松川章三君	副議長	阿部真一君
議員	美馬恭子君		

○執行部出席者（7名）

上下水道企業管理者	岩田弘君	上下水道局次長兼 総務課長	藤吉賢次君
上下水道局次長	山内佳久君	上下水道局工務課長	田原貴久男君
上下水道局工務課参事	永井雄一君	上下水道局 総務課長補佐	末圭二郎君

上下水道局
総務課長補佐

金光秀敏君

○議会事務局出席者

局長	花田伸一	課長	佐保博士
補佐兼 議事係長	藤内洋一	補佐兼 総務係長	内田千乃
主査	市原祐一	主査	松尾麻里
主任	佐藤雅俊	主事	大城祐美

○調査項目

朝見浄水場機械設備工事等に係る贈収賄事件の再発防止策等について

○調査目的

同委員会が所管する事務のうち、上下水道局関係の朝見浄水場設備工事に係る契約に関し、元上下水道局職員が収賄容疑で逮捕されたこと受け、当局が策定した再発防止策等についての調査を目的とする。

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名押印する。

令和3年2月19日

観光建設水道委員会

委員長 市原隆生

観光建設水道委員会会議概要

○開議 10:00

○市原委員長

おはようございます。ただいまから、観光建設水道委員会を開会いたします。本日の調査案件は、「朝見浄水場機械設備工事等に係る贈収賄事件の再発防止策等について」であります。本件については、昨年11月20日に、「朝見浄水場次亜注入設備更新工事のうちの機械設備工事について」と題し、調査を行っておりますが、当局において、再発防止策等が策定されたことから、本日はその内容等について調査を行うものであります。調査は、お手元に配付しております資料により上下水道局から説明を受け、その後、質疑を行いますのでよろしくお願いいたします。

調査に先立ち、岩田上下水道企業管理者から挨拶があります。

○岩田上下水道企業管理者

おはようございます。

本日は委員の皆様におかれましては、3月市議会定例会開催前のお忙しいところ、朝見浄水場機械設備工事等に係る贈収賄事件の再発防止策等についての2回目の観光建設水道委員会所管事務調査にご出席いただき誠にありがとうございます。

まず、既に報道されておりますとおり、先般の初公判の被告質問での供述内容により、度々にわたっての飲食、高額な飲食接待費の支払いなど、新たな事実も判明したことにより、本市上下水道事業に対する信頼を再び大きく損なってしまったことについては非常に残念であり、申し訳なく思っております。改めて、職員のコンプライアンスの徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

事件は12月7日に起訴され、その後収賄側が2月1日に、贈賄側は2月4日に初公判が開かれました。それぞれ、3月8日、3月18日に判決予定でございます。

裁判で明らかになった事実の核心は、本件工事が発注予定であることを平成30年頃に被告人である■■■■側、東伸エンジニアリング株式会社に伝えた。被告人■■■■からは設備機器の仕様書に実名で機械製造メーカー■■■■の製品を指定してほしい旨の要望を■■■■に伝えた。これを受けて■■■■は、設計委託業者の担当者に直接説明し、機械製造メーカー■■■■及び同等品以上と仕様書に記載するように指示をした。その結果、指示した機種については、別メーカーでは製造が困難でありました。その後、入札において、東伸エンジニアリング株式

会社が有利にかつ便宜を図ったことに対する謝礼金を受け取ったものです。

以上のことから、XXXXXXXXXXは、工事発注計画から設計書の作成における機器指定及び特記仕様書の工事の詳細表示を指示し、一人で用意周到に行ったものと考えています。今後は、策定いたしました再発防止策を確実に履行し、二度と不祥事が起きない、起こさないように努めてまいります。本日は、皆様のお手元に配付しております次第に従い、前回の所管事務調査での指摘、ご意見、また昨年の第4回市議会定例会の一般質問での意見を踏まえまして、（1）再発防止策について、（2）退職手当の返納について、（3）朝見浄水場運転管理業務委託費が増額となった理由、以上を担当課長より順次ご説明をいたします。何卒、よろしく願いいたします。

○藤吉上下水道局次長兼総務課長

それでは、次第（1）の再発防止策について、お手元の「別府市上下水道局元職員による不祥事に伴う再発防止策及び改善策」に沿って、ご報告させていただきます。

まず、1ページと2ページにつきましては、これまでの経過とこれを時系列にまとめたものでございますが、先ほど、管理者の挨拶の中で触れさせていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

3ページをお開きください。

それでは、1「今般の事件を起こさないための再発防止策」をご説明させていただきます。この再発防止策は、昨年末、上下水道企業管理者から上下水道局業務改善委員会へ再発防止策の策定の諮問を受け、同委員会での検討の結果、上下水道企業管理者へ答申を行った内容を集約したものでございます。

最初に、（2）の当該事件が発生した原因につきまして、ご報告させていただきます。

4点の原因がありましたが、まず、①特記仕様書及び図面に、参考図として指定製造業者を記載することにより、入札の公平性が失われた。次に、②でございますが、特記仕様書における機器仕様の記載内容が詳しすぎて製造業者の特定に繋がる。また、見積依頼は分野別に製造業者、又は専門工事業者から徴収していなかった。ということであります。続いて、③公務員としての倫理観が欠如していた。でございます。最後に、④工事担当部署に機械専門職員がいなかったため、チェック体制がおろそかになっていた。ということでございます。

大変恐れ入りますが、7ページをお開きください。

上段1－（1）は、当該工事に係ります特記仕様書の抜粋でございます。

朱書きの部分であります、「第10節 指定製造業者」の項目がありますが、

この中で、その下のところにございます、次亜貯留槽、次亜注入機というのがございます。「次亜」と申しますのは、次亜塩素酸ナトリウムの略でございまして、水を消毒する薬品のことでございます。その貯留槽と注入機、朱塗りのところでは、「朱塗り及び同等品以上」となっておりますが、朱塗り部分は、ここに記載していますように、東伸エンジニアリング株式会社と有利に取引できる会社名でありまして、なおかつ設計時には、この次亜貯留槽、次亜注入機の見積りは、この朱塗り会社を含めた3者から徴取していましたが、特記仕様書では1社のみしか記載していなく、ここで俗に言うメーカー指定に近い縛りとなっております。同じページの下段1－(2)をご覧ください。

次亜貯留槽の構造といたしまして、ここも朱書き部分でございますが、「側壁中空構造(側壁圧87mm以上)」、「主要材質高密度ポリエチレン」とありますが、この2点につきましては、実質、前述の朱塗りの会社しか取り扱っていないことが判明いたしました。

例えば、「側壁圧87mm」というのは、次亜貯留槽のタンクの厚みが87mm以上の指定でございますが、この厚みを満たす次亜貯留槽を既成の方法で製作できるのは朱塗りの業者のみでございまして、他のメーカーはこの厚みの次亜貯留槽を造るためには新たな鋳型を製造することとなり、現実的には採算が合わないということとなります。

結果として、朱塗りの会社を特記仕様書で指定することで、東伸エンジニアリング株式会社が落札できる仕組みをつくったということございます。

以上が、当該事件の原因となった点でございますが、端的に申しますと、工事設計段階当初から製品指定がなされておりましたことと、このことを見抜く職員の体制が量的にも質的にも十分でなかったことが言えるものと考えております。

次に、再発防止策について、ご説明させていただきます。

3ページにお戻りください。

(3)の当該事件における問題点を解決するための再発防止策でございますが、まず、①改善の取り組みといたしまして、特記仕様書について「指定製造業者」の記載を取りやめる。機器の調達において、性能を示す必要がある場合には「同等品」の記載とする。でございます。

これは、特記仕様書内におけます指定製造業者の指定を行わないこと、設計時の見積依頼業者すべての業者を記載することで、公正な競争が実現できるものと考えております。

②今後の取り組みといたしまして、設計においては、現在、設計手法に対する明文化された基準がないため、今後は明解に運用するための設計指針等を整備していく。でございます。

これは、どういうことかと申しますと、現在、上下水道局では、日本水道協会発行の水道施設設計指針により各種工事設計を行っているところでありますが、今回の次亜貯留槽について、その材質については、設計指針に記載があるものの、その構造につきましては記載がないことから、現在も上司等の職員の経験や、近隣事業体の実績などを根拠に設計を行っていますが、そのままでは今回の事件の原因のように恣意的に行うことが完全に防ぎきれないと考えますため、どの職員が設計しても同じ設計となるような基準書を整備いたしまして、これに併せて、見積依頼の基準につきましても整備いたします。

③の職員研修の取り組みといたしまして、職員倫理の在り方に関する研修等を実施し、全職員の倫理観の醸成に努める。でございます。次年度となりますが、上下水道局内で外部講師による業者との関わり方など公務員倫理の職員研修を実施いたします。

④人材育成の取り組みといたしまして、上下水道局が行う様々な業務において、技術力の確保が課題となっている。市長部局との人事異動や交流により、人材が希薄となった職場において、それらをフォローする体制を構築する。また、長期的な事業継続のためにも技術職員の適正な配置に努める。でございます。

これは現実的には、職員の増員はなかなか難しい状況でございますが、技術研修の充実や、人事評価での目標設定と結果の検証等をより精査することなどにより、職員一人一人のスキルアップも同時に実施していきます。

以上が、今般の事件を起こさないための再発防止策でございます。

次に、4ページ、5ページの上下水道局全般の契約事務に係る改善策でございますが、この改善策につきましては、今回の事件を契機に、現在、上下水道局内で行われている契約関連事務が正確に行われているか、事務の省力化など改善できるものはないのかなどについて、同じく業務改善委員会の中で問題点を抽出いたしまして、今後の契約事務の適正化を図るものでございます。

この部分につきましては、行政文書の決裁等のルールづくりであるとか、専決区分の見直し、随意契約の運用などでございますが、詳細説明はここでは省略させていただきます。

この改善策につきましては、管理職をはじめ、契約担当部署への周知徹底を行います。

次に、恐れ入りますが6ページをお開きください。

6ページの諸会議の記録に関する改善策でございますが、昨年11月の所管事務調査でもご指摘を受けた事項でございますが、事件の再発防止のため、上下水道局内で行われる諸会議の透明性、正確性を期するため、会議録を残す措置といたしまして、昨年12月1日に「別府市上下水道局会議録作成要綱」を制定し、これ

以降の諸会議について記録を残しております。

以上が、上下水道局で策定しました再発防止策及び改善策の概要であります。

なお、文書でお配りはしておりませんが、職員の退職管理といたしまして、本年3月議会に「別府市職員の退職管理に関する条例」を上程する予定でございます。上下水道局にも適用されるものであります。

主な改正点は、3点ございます。

まず、1点目といたしまして、再就職者による働きかけの禁止であります。

現在、「地方公務員法の規定により、営利企業等に再就職した者は、現職職員に対し、退職後2年間は、退職前5年間の職務に属するものに対し、契約等事務の依頼や要求を行ってはならない。」となっております。これも地方公務員法の規定ですが、「部長級以上については、退職前5年間より前に部長級以上となった場合は、その時点からの職務について働きかけの禁止」が適用されておりましたが、条例制定により、これを課長級以上まで拡大しようとするものでございます。

2点目といたしまして、再就職情報等の届出義務でございます。

退職後2年以内に営利企業等に再就職した元職員は、再就職先等の情報を届出なければならないことといたします。

3点目といたしまして、再就職情報等の公表でございます。

これは条例事項ではございませんが、要綱にて、退職時に課長級以上の職に就いていた者について、再就職情報等を公表する予定でございます。

詳細につきましては、3月市議会定例会でご提案させていただく予定となっております。よろしくお願いたします。

次に、次第(2)退職手当の返納につきまして、ご説明させていただきます。

お手元の(2)退職手当の返納についての2枚目の下段の表をご覧ください。現在が、この表でいきますと「発覚」と「禁固刑以上の刑」の間であります。大分地裁の判決が3月8日で予定されておりますので、ここで禁固以上の刑が確定いたしますと、退職手当の返納が可能となり、その後、本人へ意見の聴取を行うこととなります。

この聴取は、条例に規定されておりますが、退職手当の返納に際しては、退職した者の生計の状況を勘案することが必要でございますので、これを行うものであります。

その後、別府市退職手当審査会、これは学識経験者の方が委員となりますが、この審査会へ諮問し、答申を受け、返納額を決定し、返納命令を行うものでございます。

なお、この退職手当返納の処理につきましては、当該退職の日から5年以内限り行うことができるものでございます。

以上が退職手当の返納についてでございますが、(3)の朝見浄水場運転管理業務委託費が増額となった理由につきましては、工務課長からご説明させていただきます。

○田原工務課長

工務課長の田原でございます。私から(3)の朝見浄水場運転管理業務委託における契約金額の増額について説明させていただきます。

本業務委託の現場となります朝見浄水場は市内の70%以上に給水している別府市最大の浄水場であると同時に、市内24箇所の水源地・配水池・ポンプ場などの施設を監視する最重要施設であります。

本業務委託の積算根拠となる資料については、日本水道協会発行の積算要領と、国土交通省が定める労務単価を採用しております。積算の中身は浄水場の運転監視と保守点検になりますが、この業務に要する労務費が直接業務費となり、これに各種経費と消費税が加算され設計金額となります。

前回と今回の積算では大きな変更点として、副総括を平日日勤と定めたことが挙げられます。これは平成28年4月の熊本地震の教訓からきています。別府市において観測史上最大となる最大震度6弱を記録した地震により、亀川地区の450mm配水管をはじめ導水・送水・配水管で23件の被害が発生し、断水は6,506世帯12,153人、給水管の破裂や水の濁りなどによる市民からの通報は1,578件に上りました。朝見浄水場では漏水箇所の修繕とそれに伴う断水が復旧するまでの間、別府発電所停止に伴う取水切替えや配水池水位低下による、ろ過量の調整、遠方監視施設の配水池水位状況の把握と配水能力の分析、更には水道局職員への報告や対策協議などの業務を総括責任者一人だけで対応することができず大きな課題となりました。加えて、近年多発する大型台風や線状降水帯などの自然災害に備えるべく、技術上の業務を総括する総括責任者と、運転監視のリーダーとなる副総括責任者の日勤2名体制とし、配置人員を強化したためであります。

この結果、①の「運転監視業務費及び保守点検業務費見直しによる増」は労務費の上昇1,799万1,000円と今回増員の労務費1,230万5,000円の合計3,029万6,000円の増額となりました。これに伴い②の「業務原価及び諸経費の増」は1,366万4,000円、③の「消費税率変更による増」は1,140万5,000円となり、設計金額の段階では前回より5,538万5,000円の増額となりました。

また、今回の契約では、落札率が95.9%と前回より6.8%も高くなり最終的に、④の「落札率の差異」は2,285万1,000円の増となり総額で7,821万6,000円の増額となりました。

以上が前回契約より増額となった理由であります。

○市原委員長

以上で、当局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

○安部委員

お疲れ様でございます。

再発防止策については、るるお伺いいたしました。一番肝心なことが抜けているような気がいたします。総合評価値を導入して、業者選定をされたと思います。今、要件設定で業者を選定したと言われましたけれども、新聞報道によると、元々この東伸エンジニアリング株式会社は業者資格がなかったのではないですか。この総合評価値を操作して、この162社が対象になったと新聞報道に出ています。総合評価値を導入するには、一定のルールがあると思います。担当者がこういう形にしたいということをおっしゃって、それに対して水道局長かどなたか分かりませんが、判子を押して、それを認めて入札に進むと思うのですけれども、その辺の総合評価値を設けた流れを教えてくださいたいと思います。そして、過去に「その議事録はありますか。」と聞いたところ「ない。」ということだったので、すけれども、あるのかどうか教えてください。

○藤吉上下水道局次長兼総務課長

お答えいたします。総合評価値の操作についてのお話でございますが、操作については全くいたしておりません。700点という点数になっているのですけれども、従前から700点で推移しておりますので、そこは働きかけというか、何か動いたということはないということです。そして、議事録に関してですが、その当時のところはございません。

○安部委員

もう一度言いますよ。では、新聞報道は間違いということでしょうか。そのまま読みますけど、「総合評価値を導入した市関係者によると、賄賂側と水道設備会社東伸エンジニアリング株式会社（本社東京）は734点、入札対象企業162社の中で最も低いほうだった。」というふうに書かれています。これがどういうことかと聞きますと、東伸エンジニアリング株式会社が総合評価値の700点に達していなかったため、総合評価値を下げたという話を僕は聞いていたのですけれども、そこは違うのですね。

○岩田上下水道企業管理者

お答えいたします。今、委員さん言われました700点については、当時水道局が総合評価値を採用する際に、以前から700点という点数を採用してきたということを聞いております。この案件に対してのみ700点で、ほかの案件は点数がばらばらということはありません。ずっと700点でしてきたということでありまして、このあたりは今後、規模によって見直さなければならぬと思っておりますが、その新聞報道によるこの案件について総合評価値を操作したということはありません。

○安部委員

分かりました。

次に、3番の運転管理業務委託費についてなのですけれども、結局その副総括責任者の給与はいくらだったのですか。

○田原工務課長

お答えいたします。労務単価による副総括責任者の金額は1万9,200円となっております。

○安部委員

その1万9,200円を何日計算で計算されて、それと賞与はあったのでしょうか。要は支払ったトータルの金額を教えてください。

○田原工務課長

お答えいたします。今回の設計では、運転管理の強化により人員が増えております。それと、5年間の間に単価自体も上がっておりますので、平均単価ということで比較しております。委員おっしゃいました副総括のみの金額となれば…。

○安部委員

いいですか。僕はずっと質問してたのですよ、半年くらい前から。

○岩田上下水道企業管理者

今のご質問ですけれども、副総括の5年間の平日日勤で、トータル1931日、1万9,200円が労務単価、国で決まったものでございます。トータル2,363万5,200円を計上いたしております。

○安部委員

いや、単純に言いますと、1年間で約1,500万円上がっているのですけれど、この1,500万円の内訳が現在行われている労務に対応しておれば問題ないと思っているのです。本当に副総括がいて、別に夜勤手当も入っているのでしょうか。そういうのも細かくプロポーザルをやっているのだから、どういう体制でやるのか、プロポーザルでは体制図が出てきて、どんな人員体制で行うのかをやり取りしているはずなのです。そのやり取りが明確にならないから疑われるだけなので、またでいいので、きちんとした、人が何人いて、どういう形で人件費を支払われたか分かればまた後で教えてください。

それと、この人員体制は、プロポーザルをやっているのですけれど、こちらが要件設定の中に入れたのですか、それとも業者がこういう体制でいきますというのを持ってきたのですか。

○岩田上下水道企業管理者

この人員体制については、プロポーザルの募集時点で副総括は平日日勤でやるということを明記しております。募集時点で。

○安部委員

それとこれ議会ではっきりして、岩田管理者が認めてくれたのですけれども、随意契約の内容が、全く随意契約の内容になっていません。先日、プロポーザルのガイドラインができたわけですが、特に一者応札、随契理由なんていうのは、特に大切にされたガイドラインになっていますので、是非、そこも今回の改善の中に、新しいガイドラインを基に随意契約していくということを入れていかないと。本来であれば、随意契約の判子を押した人の失態だと思うのです。岩田管理者であれば、この随意契約の理由書を認めていないでしょう。だから、そういう体制がなかったと思うのですね。ですから、是非チェック体制をつくっていただきたいと思います。

それと、これもまた一者応札なのですね。前にも言いましてけれども、上下水道局では過去、朝見の加圧脱水機設備の業務委託で談合が行われた業者が入っています。その例をとってみるならば、「一者がなぜ一者だったのか。」ということも言及していかなければならないと思いますし、一者でもだめならだめという判断をしていかなければならないと思いますので、そこも是非改善策の中に入れていただきたいと思います。

そして、大分県がジオパークの業者選定において担当者による贈収賄があったことについて、随意契約による委託契約について、30ページもの資料をつくって、

全課に配付しております。是非、こういうものも参考にされて、随意契約に対しては、こういう指針を出して全課に配布していただきたいと思います。要望です。

○山内上下水道局次長

お答えいたします。新しいガイドラインについてですが、市長部局において、随意契約のガイドライン、そしてプロポーザルのガイドラインを策定しております。次回の契約からは、このガイドラインに沿ってきちっとした、誰にでも正確に説明ができるよう、ガイドラインに従って契約を進めていきたいと思っています。また、なぜ一者なのかということですが、これについてもガイドラインに明記されておりますので、それに従いまして行っていきたいと思っています。

○平野委員

私も一般質問での指摘させていただきましたが、主犯は業者側であると、その業者側に対する処分、あるいは取り扱いはどういう方針で行っていますか。

○岩田上下水道企業管理者

業者側においては、事件発覚後すぐに、全ての契約において指名停止処分を行っております。

○平野委員

現在の契約は続いているのでしょうか。

そのまま管理運営委託はしてもらっているのですよね。

○岩田上下水道企業管理者

これにつきましては、昨年の第4回定例会のご質問でもお答えいたしましたが、今の運転管理の業務委託契約の中での契約解除ということにはなりませんので、引き続き、運転管理を行っているのが現状です。

○平野委員

そこが市民感覚として理解できないですね。■■■■■に対する厳しい処分は当然のことだと思いますが、言うならば不正をした業者がそのまま契約を続けるということはおかしいなと思うのです。契約の際に、そういう不祥事があった際の契約の取り消しとか、例えば契約内容の短縮とか、こういうことをしたらこういう不利益がありますよというのはないのですか。

○藤吉上下水道局次長兼総務課長

契約条項の中には確かに背信行為というところの条項がありますが、朝見浄水場の運転管理業務につきましては、平成27年度から実施しておりまして、6年近く経過しているのですが、この間地震、台風、夏場の大雨等に際して、市民の皆様には24時間安定した水道水の供給を行っている実績から、その契約につきましても市民生活に影響を与えないように慎重に判断する必要があると考えておりまして、現状では管理者の答弁とさせていただいているところでございます。

○河野委員

今安部委員、平野委員が言われたことは当然だと思います。ただ、私はこういう汚職があった部分は契約条項の中には入らないというのは間違いありません。ただ、こういう業者は行政指導の中で、色々問題があった。業者がどういう態度を示して、市民にどういう判断を仰ぐのか、これくらいはあなた方が示さないといけないです。ただあなた方の内部だけで調査して、業者はこのまま。確かに、水道水というのは命の根幹です。今すぐ業者を変えて、どこが運転管理をするのか。できません。できないことを分かっているから、今、運転管理については業者に支障がない。支障がないけれども、このことについては、やはり市民が納得するような判断をしないと、色んな問題が起こってくる。

これは別ですけれども、■■■■氏は相手方のことを全く知らなかったと言っているのです。■■■■の紹介とこう言っているのですね。大変迷惑です。私も亀川ですから、■■■■というのが誰か分かっています。あの新聞報道があったから、「なぜこんなことになっているのか。」と何本電話があったと思いますか。■■■■には私も面会に行っているけど、■■■■ですから、恐らく警察のほうも会うことができなかつたと思います。こんなことが本来あってはならないことですよ。こういう問題は今申し上げたように、業者のどんな判断を市民や行政に示すのか。そして、今私が申し上げたことについては、まだ判決が出ていませんから、判決が出た際には、どうあったのかというのは解明すべきです。議員が疑われています。皆さんは違うかもしれないけれど、何人かの議員のところには警察が来ている。そのあたりもきちんとしたことをやらないと。

ですから、今言ったようにこの業者をすぐに辞めさせなさいということではなくて、業者の指導管理をきちんとしながら、業者と話し合いを持つ、市民にどういう判断を示すのですかということを示すことが重要だと思います。そう思いませんか。

○岩田上下水道企業管理者

ただ今の御指摘を真摯に受け止めまして、業者とこの再発防止策についてこれだけのものをつくったと、そして今後における運転管理について、市民の皆様が非常に心配しているということも十分話し合いました、私たちの基本であります24時間365日、命の水を市民の皆様へ供給するということを最優先として考えておりますので、しっかりとした対応をしていきたいと思っております。

○河野委員

分かりました。

○市原委員長

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

ほかにご質疑もないようでありますので、以上で「朝見浄水場機械設備工事等に係る贈収賄事件の再発防止策等について」の調査を終了いたします。

以上で本日の調査はすべて終了しました。

なお、議長への報告書類の作成につきましては、委員長に一任していただきたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

御異議なしと認めます。

よって報告書類の作成につきましては、委員長に一任していただきます。

これをもちまして、観光建設水道委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

○閉議 10:40